

平成27年度から国民健康保険税(国保税)の税率が変わります

●問合先 市役所国保年金課 国保G 内線 102 ~ 104

安定した国民健康保険(国保)の運営を目指して

市の国保税の税率は、平成 20 年度から改定を行っていませんでした。しかし、医療費などの増加により財源が不足している状況ですので、平成 27 年度から税率を上げることになりました。

特に不足しているのは、75 歳以上の方の医療費を支援する「後期高齢者支援金分」と国保に加入する 40 歳から 64 歳までの方の介護保険料に当たる「介護納付金分」です。この二つは、大幅に税率が上がることになります。

これまでの不足分は、主に一般会計(※)からの繰入れ(平成 20 年度から 25 年度で約 7 億円)により補ってきました。このまま国保の財源を一般会計から補てんしていくことは、市全体の財政にも影響することになります。

今回の税率改定により、加入者の皆様のご負担が増えることとなりますが、「互いに助け合い、支え合う」という国保制度を、将来にわたり安定的に運営するため、ご理解とご協力をお願いします。

※一般会計…教育や福祉、土木など基本的な行政運営の経費

国保は国保税と国・県からの交付金などを財源とする独立した会計(特別会計)で運営。

平成 27 年度からの国保税率

区分(対象者)	医療分 (加入者全員)		後期高齢者支援金分 (加入者全員)		介護納付金分 (40歳以上65歳未満)	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割額	6.90%	6.90%	1.40%	2.20%	0.93%	2.20%
均等割額(1人当たり)	20,000円	24,000円	4,000円	9,000円	9,700円	18,000円
平等割額(1世帯当たり)	22,000円	22,000円	4,000円	9,000円	6,400円	0円

* 所得割額は、前年の所得金額等から基礎控除 33 万円を引いた額に税率をかけます

* 平成 27 年度の納税通知書は 7 月中旬頃に発送します

所得が少ない世帯への国保税の軽減を拡大します

世帯主と国保加入者の所得の合算額が次の基準以下の場合、「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。世帯主の所得は国保に加入・未加入に関わらず、判定所得に含まれます。

平成 27 年度から次のとおり軽減割合を拡大します。

軽減の対象となる所得の基準	軽減割合	
	改正前	改正後
330,000円以下	6割	7割
330,000円+245,000円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)	4割	5割
330,000円+450,000円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)	なし	2割

* 特定同一世帯所属者とは国保から後期高齢者医療制度に移行した方です

* 軽減判定には、同世帯の特定同一世帯所属者の人数と所得が含まれます